

【要約】

朝鮮縁故者と日本の対韓国外交の源流

——「植民地財産の数字」に収斂した認識と対応、1945-1953

朴 敬珉

本論文は、在朝鮮財産問題をめぐり植民地朝鮮の在留日本人であった「朝鮮縁故者」が果たした役割と認識を通してみた日韓関係の一断面に関する実証研究であり、1945年8月の日本の敗戦に伴ない朝鮮が日本の植民地支配から解放された時から、1953年10月に日韓国交正常化交渉の第3次会談が、いわゆる「久保田発言」により決裂するまでを考察対象とする。本論文は、まず第1章で解放後の朝鮮に引き続き定住し財産の保護を図ろうとした朝鮮縁故者の活動と、その背後にある植民地認識を明らかにするが、そこに1953年の日韓第3次会談が決裂するまでの流れの原点が形成されたという視角に立つ。そして、第1次史資料を読み込むことで、朝鮮縁故者の役割および認識と日韓国交正常化交渉に臨む日本政府の対応が、相互の関連性を持ちながら調和していく過程を実証的に考察する。

日韓国交正常化交渉に関する従来の研究には、1951年の予備会談前後から考察を始めるものが多いところを、本論文は1945年8月の朝鮮解放を分析の起点とした。そのことで本論文は、従来の研究の空白期間を埋めるだけでなく、日韓国交正常化交渉が予備会談以降第3次会談で一端決定的に決裂する理由と背景の源流を解明し、その空白期間をその後の期間への連続性のなかに有機的に位置付け、意義付けている。そしてなにより、以上の実証的な研究により、朝鮮縁故者と日本政府との関係が、初期の日韓国交正常化交渉の過程とその結末に重要な影響を与えていたことを浮き彫りにしたことは、日韓関係研究のみならず日本帝国崩壊後の東アジアにおける正当性の獲得に向けた闘争の比較研究への貴重な貢献である。

そのことの分析上の意味は二つある。ひとつは、朝鮮縁故者の間に支配的であった植民地認識が、戦後初期の日韓関係のあり方を根底で規定していたことを、1953年の日韓第3次会談決裂までの過程を検証することで実証的に示したことである。第二に、初期の日韓国交正常化交渉に臨んだ日本政府の認識と交渉上の立場が確立する過程で、朝鮮縁故者が果たした役割が解明されている。本論文では、朝鮮縁故者がはじきだした在外財産の総額を示す「数字」の重要性をとりわけ強調しているが、それが日本政府に利用され、日韓交渉に際して日韓双方の財産請求を「相殺」しようとする方針の根拠に使われるからである。いうまでもなく、朝鮮縁故者が思う「数字」が持つ意

味と重み、およびそれを日韓交渉に利用した日本政府の思惑の背景に、第一の論点である植民地認識が強く作用していた。

本論文の構成は以下のとおりである。

序章

第一節 問題の所在と先行研究の検討

第二節 分析視角—朝鮮縁故者(個人／法人)と「植民地財産の数字」

第三節 論文の構成と史資料の提示

第一章 敗戦直後における朝鮮縁故者の定着志向と引揚—京城日本人世話会

第一節 日本政府・京城日本人世話会の定着促進と財産保護—前半期

第二節 米軍政の中の京城日本人世話会、そして総引揚—後半期

第二章 引揚後の朝鮮縁故者(個人)—朝鮮引揚同胞世話会、鈴木武雄(元京城帝国大学)

第一節 朝鮮引揚同胞世話会の植民地認識と個人財産の調査

(一) 朝鮮引揚同胞世話会の在外財産問題と植民地認識の連動

(二) 「朝鮮引揚同胞物故者追悼会」から個人財産の数値化まで

第二節 外務省の経済再建構想と鈴木武雄(元京城帝国大学)の交差

—日本経済の特殊性から植民地統治の特殊性へ

(一) 外務省調査局特別調査委員会と日本経済の特殊性—賠償問題と外地喪失

(二) 外務省調査局第三課経済班と植民地統治の特殊性—鈴木武雄(元京城帝国大学)

第三章 引揚後の朝鮮縁故者(法人)—朝鮮事業者会

第一節 朝鮮事業者会の在外財産の補償要求と植民地認識の連動

(一) 海外事業の実情調査の実施と補償委員会の設置

(二) 補償委員会の推移と法人財産の数値化

(三) 建白書と陳情書の間における「官民合同補償委員会」

第二節 在外財産調査会と『日本人の海外活動に関する歴史的調査』

(一) 外務・大蔵両省の共管機関、在外財産調査会の設置

(二) 在外財産調査会の活動とGHQ／SCAP民間財産管理局(CPC)

(三) 『日本人の海外活動に関する歴史的調査』—植民地認識の集約

第四章 日韓国交正常化交渉における財産請求権問題と植民地認識(その一)

——予備会談・第一次会談

第一節 日韓国交正常化交渉以前における両国の相互認識と財産請求権問題

- (一) 韓国の対日認識と『対日賠償要求調書』—— 対日賠償要求論の理論化
- (二) 日本の対韓認識と在外財産調査会の「数字」—— 対韓請求権の補強

第二節 予備会談・第一次会談における日韓請求権問題——植民地認識の衝突

- (一) 予備会談期に財産請求権問題をめぐる日本政府の政策検討
- (二) 第一次会談の請求権委員会(その一)—— 韓国の対日請求権の展開
- (三) 第一次会談の請求権委員会(その二)—— 日本の対韓請求権の展開

第五章 日韓国交正常化交渉における財産請求権問題と植民地認識(その二)

——第二次会談・第三次会談

第一節 外務省と大蔵省による財産請求権問題の再検討——第一次会談中断期

- (一) 外務省における日韓請求権の「相互放棄」案の浮上
- (二) 「相互放棄」案をめぐる外務・大蔵両省の対立——国内補償問題

第二節 第二次会談・三次会談と「久保田発言」——植民地認識の帰結

- (一) 外務省の財産請求権問題の再検討——「相互放棄」案の再浮上
- (二) 方針なき第二次会談の開始と挫折
- (三) 方針なき第三次会談の開催、そして「久保田発言」

終章

参考文献

本論文の考察を各章ごとに要約すると、以下のとおりである。

第一章は、第一に、敗戦直後は日本政府と朝鮮縁故者が共通の植民地認識をもち、解放後の朝鮮半島に引き続き日本人が定着可能であるとの前提が共有されていたことを明らかにした。その前提の上で、朝鮮縁故者の個人および法人財産を保護することが進められた。この現地定着と財産保護を活動の主目的とする団体が、京城日本人世話会(一九四五年八月設立)であった。京城日本人世話会は、総督府と軍部から組織運営の支援を受けて全国的な拡大を見せた。第二に、将来の居留民団への発展を視野に入れていた京城日本人世話会は、朝鮮米軍政庁(USAMGIK)から私有財産を保障された上で、定着の希望者と引揚の希望者を分別し、日本人送還計画に関与しようとした。しかしながら、米国の戦後構想の一環として日韓分離政策の厳格な適用が実行され

るや、京城日本人世話会の定着促進と財産保護の前提は崩れはじめ、朝鮮縁故者の私有財産は没収され、引揚げを余儀なくされた。その結果、朝鮮縁故者の没収財産が、日本国内で在外財産の補償問題(国内補償問題)として浮上するのである。

第二章と第三章では、引揚げ後の朝鮮縁故者(個人/法人)の在外財産問題に対応する補償要求の過程が、個人および法人財産の数値化に帰結したことを明らかにし、それに連動する植民地認識に関する分析を行った。

第二章では、日本へ引揚げた朝鮮縁故者(個人)と朝鮮関係残務整理事務所(旧総督府東京事務所)の間で設置された、朝鮮引揚同胞世話会(一九四六年三月設立)、そして鈴木武雄(元京城帝国大学)と外務省調査局の在外財産問題に関する認識と対応に焦点を絞ることによって、次の四点が明らかにされた。第一に、朝鮮引揚同胞世話会は、彼らが日本へ引揚げてから直面した植民地統治の批判には「帝国主義的侵略の走狗」や「資本主義的搾取の傀儡」という「誤解」があると反駁しつつ、没収された個人財産に対して補償が遅延している原因を、その植民地統治批判の「誤解」にあると認識し対応した。このような認識に基づく不満は、「朝鮮引揚報告大会」(一九四六年五月)で表出されたとおり、全国各地方レベルの朝鮮縁故者にも共有されていた。その場において朝鮮引揚同胞世話会は、朝鮮縁故者と軍国主義は一切無関係だと主張した。それとともに、GHQ/SCAPをはじめ内閣各大臣および政党本部に陳情書を手渡し、その陳情書の中で、植民地統治の批判に対する抗弁を第一に明記した。それに続いて朝鮮引揚同胞世話会は、「引揚者生活危機突破大会」(一九四六年六月)を開催し、彼らの運動の焦点を個人財産の補償問題に合わせた。

第二に、朝鮮縁故者と政府当局の間では、植民地統治批判に対する不満が共有されつつも、個人財産を含む在外財産の補償問題をめぐっては、認識がズれていた。そのような様相が、「引揚同胞に就て石橋蔵相にものを聴く会」(一九四六年七月)における中保与作(元京城日本人世話会常任委員・元京城日報主筆)と石橋湛山大蔵大臣の質疑応答の中に現れていた。中保与作の個人財産の補償要求に対し、石橋蔵相は、留保する立場を取りつつも、朝鮮縁故者に向けられた植民地統治批判に対する姿勢には同調していた。この様相は、「朝鮮引揚同胞物故者追悼会」(一九四六年七月)における穂積真六郎(元京城日本人世話会会長・元殖産局長)と吉田茂外務大臣がそれぞれ述べた弔辞でも示された。こうして、日本政府と朝鮮縁故者の間では、植民地朝鮮を実績として称えて共感しつつも、在外財産の補償問題については異なった認識がみられたのである。

第三に、この構図の中でも朝鮮引揚同胞世話会は、個人財産の補償要求を貫徹させるため、各方面に訴え続け、自ら個人財産の数値化に取り組んだ。その訴えの一環として、朝鮮引揚同胞世話会では、新聞報道関係者との間で「旧領土内個人財産補償問題座談会」(一九四六年八月)が開催された。この座談会は、朝鮮縁故者に注がれた冷ややかな視線を念頭に植民地統治に関する「誤解」を解くため、在外財産問題の世論喚起を狙うものであった。その延長線で、朝鮮縁故者は、

国会に向けても訴え続けた。朝鮮縁故者の意見書案「在外個人財産ノ補償ニ関スル件」は、貴族院の請願委員第一分科会(一九四六年九月)で取り上げられた。にもかかわらず、この請願に対する政府当局者は、同情を示すにとどめて、事実上、賠償問題と財政負担を理由に補償責任を回避する立場で答弁した。このような局面を迎えて、朝鮮引揚同胞世話会は、個人財産の調査を実施するために陣営を立て直し「在朝鮮日本人個人財産額調」(一九四七年三月)を作成した。その結果、在韓個人財産は約二六〇億円とされ、朝鮮引揚同胞世話会は、この調査書を政府に提出した。それにとどまらず、朝鮮縁故者は、個人財産を含む引揚問題の解決と戦後復興を結び付け、いわば引揚議員を誕生させて、国会にまで進出するのである。

第四に、外務省調査局が、日本経済の再建構想にあたり在外財産問題を、賠償問題と外地喪失という「特殊性」の観点から位置付けたことから、鈴木武雄(元京城帝国大学)は、植民地朝鮮の統治実績の評価に対しても、その「特殊性」の文脈で再解釈するよう提言した。実際、外務省調査局は、旧外地の喪失による物資の外貨負担、投資および在留日本人の生活費の喪失という三要素を、在外財産問題に適用した上で、これらの要因が日本経済を再建する際に考慮されるべきであると結論付けた。それゆえに、日本の戦後処理に際して賠償軽減を求めたのである。このように外務省は、戦後復興の一環として、在外財産問題を「特殊性」というキーワードで解釈し位置付けたのである。さらに指摘すべきは、この「特殊性」が、朝鮮縁故者(個人)である鈴木武雄を介して、植民地統治の文脈で再解釈されたことである。

鈴木武雄が、植民地朝鮮の統治実績を評価する際に「特殊性」を強調する行動に出た直接的な動機は、佐々生信夫(東京産業大学)の報告書「経済的観点より見たる我国朝鮮統治政策の性格と其の問題」(一九四五年一二月)において、植民地朝鮮の統治実績に対する懐疑的な評価が示されていたことであった。佐々生信夫が、西欧諸国の帝国主義に共通する植民地朝鮮統治の「一般性」を批判的に強調したのに対して、鈴木武雄は、その「一般性」よりは「特殊性」を浮き彫りにすることが、賠償問題を抱える日本の経済再建に適し、より実際的であると反論したのである。二人の論争は、外務省主催の「外地経済懇談会」(一九四六年二月)で直接再現された。この論争を見守った政府当局者は、佐々生信夫は「学究的、理論的ナ立場」に、他方の鈴木武雄は「政策的、現実的ナ立場」に重点が置かれているとの評価を下した。事実、この懇談会の開催以前から、外務省調査局は、鈴木武雄に報告書の作成を依頼し「特殊性」のキーワードを植民地朝鮮の統治評価に適用させる構えであった。

第三章では、朝鮮縁故者(法人)である朝鮮事業者会(一九四五年一月設立)の在外財産の補償要求と植民地認識を中心に分析したが、その結果は次の二つに要約できる。

第一に、朝鮮事業者会は、在外財産が補償されない原因を、朝鮮引揚同胞世話会と同様にGHQ/SCAPおよび連合国をはじめ国内外に広まっていた植民地認識の「誤解」にあると診断した。

その「誤解」とは、朝鮮半島における経済発展と現地貢献の史実が捨象されると同時に、一時期の軍国主義のみが取り上げられ、朝鮮事業者の活動に略奪、搾取というレッテルが貼られることであった。むしろ、朝鮮事業者会も軍国主義の被害者であるという論法に立って、「誤解」を解くことが喫緊の課題であると位置付けられた。そのため、朝鮮事業者会が主導的な役割を果たして、海外事業が「平和的」な実績であるという実情を、海外事業戦後対策中央協議会（一九四五年十一月設立）に訴えた。これと同時並行的に朝鮮事業者会が進めたのが、海外事業戦後対策中央協議会における補償委員会の設置であった。これは在外財産の補償を実現させる目的で設置された専任班であったが、その班の調査方針について、政府当局から「数字」の信頼性を高めるよう要請された。これに応じるため、朝鮮事業者会は、「カン」を以てでも早急に在外財産の総額を提示するよう働き掛け、暫定合計一五〇〇億円（旧外地の法人財産の総額）という数値化されたデータに、建白書と陳情書を添えて、政府をはじめ政界、言論界にも訴えた。

この訴えの中で、在外財産問題の合同作業案である「官民合同補償委員会」の設置を提唱したところに、政府が反応を示した。連合国側の賠償方針が具体化されることを背景に、政府は、海外事業者の数値化データに表れた知識と情報を活用し、対日講和会議に備えようとしたからであった。このように在外財産の補償問題をめぐり日本政府と海外事業者の間では、賠償軽減と補償実現の材料として、同床異夢の思惑から官民協調の接点が生まれていった。目的は異なるにもかかわらず、手段が一致したのは、日本政府と朝鮮縁故者の間に植民地認識の類似性があり、国内外の植民地統治批判に対する共通の認識があったからである。ともあれ、その源流には、朝鮮事業者会が主導した海外事業戦後対策中央協議会の補償委員会、そして「官民合同補償委員会」の設置案があったことは注目すべきである。その意味で、同中央協議会の補償委員会と「官民合同補償委員会」の設置案は、外務・大蔵両省の共同機関として設置された在外財産調査会（一九四六年九月設置）の原型であったといえよう。

第二に、占領統治下の日本政府にとっては当然であるが、在外財産を調査するにあたりGHQ／SCAPの影響力は確実に存在した。GHQ／SCAP民間財産管理局（CPC）は、在外財産調査会を率いる大蔵省・外務省・日本銀行の関係者を交えて委員会を設置し、二〇回に及ぶ定期会合を開いた。大蔵省の記録によれば、事実上、在外財産調査会とGHQ／SCAP民間財産管理局（CPC）の関係は、日本政府側が「下請の様な恰好」であったものの、在外財産調査会の報告書は、外務・大蔵両省の資料と民間側の収集資料などに基づき数値化（在韓法人財産の総額は51,524,000,000円）されたのち、GHQ／SCAP民間財産管理局（CPC）に提出された。

しかしながら、その在韓日本財産のデータは、日本国の軍国主義による略奪、搾取の実績であると「曲解」されるかもしれない。植民地統治の批判に反駁してきた彼らは、そのような懸念を打ち消すため、在外財産調査会で算出された在韓日本財産の「数字」に妥当性を持たせる作業に取り

掛かった。その妥当性を裏付けるために、歴史的かつ全般的な領域にわたる調査を集大成したのが『日本人の海外活動に関する歴史的調査』（一九四八年大蔵省印刷）であった。ここで指摘すべきは、『日本人の海外活動に関する歴史的調査』が、朝鮮事業者会を筆頭とする海外事業戦後対策中央協議会で実施された「平和的」な海外事業の実情調査の系譜を受け継いでいるということである。なぜならば、当初から朝鮮事業者会でいわれた正常な経済活動、経済開発、福利厚生 of 増進、文化向上、軍国主義の犠牲者などのキーワードが、『日本人の海外活動に関する歴史的調査』にほぼそのまま踏襲されていたからである。日本政府と朝鮮縁故者は、在外財産調査会を通して『日本人の海外活動に関する歴史的調査』という植民地認識の集約を成し遂げる一方で、在韓日本財産の「数字」を算出したのである。

第四章と第五章は、日韓国交正常化交渉における財産請求権問題を、日本政府と朝鮮縁故者の在外財産調査会における産物であった『日本人の海外活動に関する歴史的調査』（一九四八年大蔵省印刷）と、在韓日本財産の「数字」に関連付けて考察する。

第一に、『日本人の海外活動に関する歴史的調査』は、日韓交渉の財産請求権問題に対応する最初の日本政府の植民地認識を示したものであり、そこには朝鮮縁故者と同様の植民地認識が表れていた。その認識をいってみれば、朝鮮半島の植民地統治は世界が公認した合法的なものであり、多年にわたる朝鮮半島の現地開発と文化向上の功績は史実に他ならない、とするものである。そのみならず、日本と朝鮮の両者間は戦争状態に置かれていなかったことも強調された。日本政府はさらに一步踏み込んで、両者間は戦争状態でなかったことから、韓国は連合国の地位に適しないので当然に対日賠償要求もあり得ないとの認識を示した。このような認識をもとに日本政府は、日韓交渉の準備を進めた。それゆえ、韓国が連合国の対日国際宣言を後ろ盾に戦勝国の如く振る舞うことを、日本側は不愉快に受けとめていた。日本国を軍国主義、帝国主義、侵略、搾取などと批判する韓国との交渉で、植民地統治を批判する論調に直面した日本政府は、財産請求権問題をめぐる交渉で『日本人の海外活動に関する歴史的調査』と同様の植民地認識を表明した。その交渉は、あたかも日本政府が朝鮮縁故者の植民地認識を肩代わりし弁論するような場面でもあった。それを物語っていたのが「久保田発言」（一九五三年一〇月）であり、そこでは、日本政府が対韓請求権を放棄できない理由として朝鮮縁故者の主張が「国民感情」化されたともいえる。

第二に、この外務・大蔵両省の共管機関であった在外財産調査会で作成された在韓日本財産のデータは、二つの側面から日韓国交正常化交渉の財産請求権問題に対応する日本政府の政策決定の材料として利用された。

一つ目の側面として、日本政府が対韓請求権を主張できる補強材になった。周知のとおり、日韓交渉の行方を左右する議題は財産請求権問題であった。韓国政府の多額な請求をゼロにするため、日本政府は対韓請求権の法理論を練りあげた。その理論を組み立てる基盤になったのが、在

外財産調査会で算出された植民地財産の「数字」であった。韓国政府の対日請求権の総額は膨大な数に上ると思われたが、日本政府はその韓国側の主張より遥かに上回る「数字」を用意していたのである。その「数字」の根拠が、在外財産調査会で作成された在韓日本財産のデータであったのである。これを拠り所に日本政府は、韓国側に向けて逆請求権を主張し得ると判断した。これによって、日韓交渉の請求権委員会において日本政府が対韓請求権を展開すると、韓国政府が「正に青天の霹靂」であると驚愕し、第一次会談は挫折を余儀なくされたのであった。

二つ目の側面として、在外財産調査会で朝鮮縁故者の知識と情報が集められ、在韓日本財産データが算出されたものの、没収財産の所有者に対する補償問題は、未解決のままであった。日本政府は、国内補償問題(在外財産の補償問題)を抱えつつ日韓会談に臨んでいたのである。この国内補償問題は、日韓交渉の第一次会談の決裂以降に、外務省が、政府内で財産請求権問題に対し「相互放棄」案を以て妥結を図ろうとする際に、対韓請求権の主張の撤回を困難にした。なぜならば、日本政府が対韓請求権を放棄すると、没収財産の所有者が、日本政府にその放棄の代償を求めるからであった。没収財産に対する補償義務を避けたいのが、政府当局の立場であり、特に大蔵省はその姿勢を堅持して、外務省が財産請求権問題を見直そうとする動きを拘束したのであった。これによって、日本側が対韓請求権の主張を撤回し難くなり、そこに漁業問題まで重なる中で、日韓両国の激しい植民地認識の衝突のすえ「久保田発言」を残して、日韓交渉は頓挫したのである。

「久保田発言」により日韓会談が長年漂流する渦中に、岸信介が内閣総理大臣に就いた一九五七年二月以後、日本政府は「引揚者等に対する給付金の支給に関する措置要綱」(一九五七年三月七日)を閣議決定した。その上で、五月一七日に「引揚者給付金等支給法」(昭和三十二年法律第一〇九号)が制定され、引揚者一人当たり二万八千円を限度として、給付金を支給(記名国債)することになった。その他の措置としては、国民金融公庫による生業資金の国債担保貸付および引揚者向け公営住宅の増設、貸与などが実施された。つまり、朝鮮縁故者も対象となり、給付金を含む政府の措置を受けることになったのである。政府は、この支給法における給付金の性格について、「在外財産に対する補償という意味ではなく、外地において多年仕事をしてきた人が、本邦に引揚げてきて生活の基礎を新しく再建するというこのために、多大の障害があり、いろいろの困難があるという事実を頭において、政策的な措置として、給付金を支給してこれらの人々の生活の再建に資しようとするものである」と説明した。このような経緯から、政府は、法律上の補償義務を避けることができた一方、朝鮮縁故者を含む引揚者は、在外財産の補償に値する措置を得たのである。

なお、岸信介内閣は、日韓国交正常化交渉の再開をめぐり「久保田発言」を撤回し、対韓請求権を取り下げることによって、ようやく第四次日韓会談(一九五七年四月一五日開始)に臨むことがで

きた。四年半ぶりの交渉再開に至るには、「久保田発言」に代わって、「私は西日本の山口県の出です。ご承知のとおり、山口県は昔から朝鮮半島と往来が多かったところですね。……それだけに、当地人の血には韓国人のそれが少なからず混じっているのが事実で、私の血統にも韓国人の血が流れていると思うほどです。いわば両国は兄弟国といえるわけです」という岸信介首相の発言も、効果的であった。興味深いのは、これ以降に岸信介を筆頭とする政治集団が所謂「親韓派」と呼ばれることになり、朝鮮縁故者は、歴史の舞台から退きつつ、後世の植民地統治実績の評価を受けるため「友邦文庫」に眠るのである。